

## ■夜間収納窓口開設のお知らせ

(町民税務課)

平日の日中、お仕事等で町税等の納付ができない方のために、収納窓口の時間を延長しますのでぜひご利用ください。

○日時 2月29日(水)

午後5時15分から7時まで

○場所・お問い合わせ

①町民税務課窓口  
(給食費) (84) 1462  
②教育委員会窓口  
(町税等、介護保険料、保育料)  
税務G (内線251)  
③川妻浄水場窓口  
(上下水道料金、下水道受益者負担金) (84) 3000

## ■所得税・消費税及び地方消費税の確定申告は正しくお早めに

(町民税務課)

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。

また、平成23年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限は、4月2日(月)までです。

古河税務署では、2月19日(日)と26日(日)に所得税、消費税及び贈与税に関する電話相談を、3月4日(日)と11日(日)には、東日本

大震災で被災された方からの所得税、消費税及び贈与税に関する電話相談を受け付けます。  
(いずれも電話相談のみ)  
午前8時30分から午後5時まで  
○納期限と振替納付日について  
確定申告による所得税の納定期及び振替納付日は次のとおりとなります。  
現金または電子納税による場合

3月15日(木)  
4月20日(金)

○お問い合わせ  
振替納税による場合  
古河税務署個人課税第一部門  
(32) 4161

○お問い合わせ  
古河税務署個人課税第一部門  
(32) 4161

## ■農用地区域からの除外申請を受付します

(産業課)

農用地区域内にある農地を農地以外(宅地や資材置場など)

として利用する場合は、農用地区域からの除外手続きが必要です。除外した後、さらに農地転用、開発許可申請等も必要になります。

申請のあつた土地の要件や他

法令との関係上、必ずしもご希望に添えない場合があります。

受付は年3回(2月・6月・10月)です。提出書類は要件により異なりますので、スムーズに手続きが行えますよう、申請前

にご相談ください。

○受付期間  
2月1日(水)から29日(水)まで

○受付場所 産業課  
地域産業G (内線261)

○予約受付日時  
2月16日(木)、17日(金)、20日(月)

午前9時から午後5時まで  
(16日は午後6時まで)に、電話または保健センターへお越しになり、お申し込みください。

なお、人数に制限があるため先着順となります。あらかじめご了承願います。

## ■医療機関で行う乳がん・子宮がん検診について

(健康福祉課)

医療機関で行う乳がん・子宮がん検診を希望される方は、保健センターへお申し込みください。

乳がん検診は30歳から、子宮がん検診は20歳から受診できます。

○検査方法  
乳がん検診は、超音波検査またはマンモグラフィ検査(1方向)、子宮がん検診は、子宮頸部の細胞診です。

○検査料(個人負担額)  
【30歳から69歳まで】  
乳がん検診 2,400円  
【20歳から69歳まで】  
子宮がん検診 2,000円  
※乳がん検診 1,200円  
子宮がん検診 1,000円

・しこり等の自覚症状のある方は、健康保険証を使って早めに医療機関で受診してください。

○注意事項

・乳がん検診を希望される方は、豊胸手術を受けている方は検診を受けられません。また、ペースメーカーが入っている方は、お申し込み時に申し出ください。

・検診当日、五霞町に住民登録がない方は受診できません。

・今回の検診から、自己負担金は医療機関での支払いとなりますが、事前に保健センターでの支払いは必要ありません。

○お申し込み・お問い合わせ

保健センター(84) 1910

○医療機関名  
・茨城西南医療センター病院  
・古河赤十字病院  
・友愛記念病院

・茨城西南医療センター病院  
・古河赤十字病院  
・友愛記念病院

・茨城西南医療センター病院  
・古河赤十字病院  
・友愛記念病院

17日(金)、20日(月)

午前9時から午後5時まで

(16日は午後6時まで)

または保健センターへお越しに

なり、お申し込みください。

なお、人数に制限があるため

先着順となります。あらかじめ

ご了承願います。

・しこり等の自覚症状のある方

は、健康保険証を使って早め

に医療機関で受診してください。

・検診当日、五霞町に住民登録

がない方は受診できません。

・ペースメーカーが入っている

方は、お申し込み時に申し出

ください。

・今回の検診から、自己負担金

は医療機関での支払いとなり

ます。事前に保健センターで

の支払いは必要ありません。

・今回の検診から、自己負担金

は医療機関での支払いとなり

ます。事前に保健センターで

の支払いは必要ありません。